令和2年10月20日特別区長会

港区を「児童相談所設置市」に指定する 政令の閣議決定について

本日、令和3年4月に港区を「児童相談所設置市」に指定する児童福祉法施行令の 一部を改正する政令が閣議決定されましたので、お知らせいたします。

- ※ 平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、特別区も、政令による指定を受けて児童相談所を設置できることとされています。
- ※ 特別区による児童相談所の設置は、世田谷区・江戸川区(令和2年4月開設)、 荒川区(令和2年7月開設)に続く4区目となります。
- ・資料1 児童相談所設置に向けた特別区の取組経過(特別区長会資料)
- ・資料2 港区児童相談所の設置について(港区資料)

<特別区長会>

- ○東京23区長で構成する任意団体。
- ○特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図る ために必要な施策の立案及び推進等の活動を行っている。

会 長:山﨑 孝明(江東区長)

事務局:特別区長会事務局(千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階)

※ 特別区は、平成13年6月から全国市長会に加入している。

【問い合わせ先】

特別区長会事務局 制度担当課長 村川 益美電話:5210-9736(直通)

※ 資料2の内容に関しては、直接、港区の担当者に お問い合わせください。

児童相談所設置に向けた特別区の取組経過

- 平成28年5月、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の 更なる強化等を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、同年 6月に公布された。
- この改正により、平成29年4月から、政令で定める特別区が児童相談所を 設置できるようになり、併せて、政府が法施行後5年を目途として、中核市及び 特別区が児童相談所を設置できるよう必要な支援を実施することとされた。
- この改正を受けて、22区が児童相談所の設置に向けて検討を進めることを表明し、都や近隣県市等の児童相談所への派遣研修による人材育成を行うとともに、平成29年6月から、令和2年度設置区(世田谷区、荒川区、江戸川区)の児童相談所設置計画案について、都によるモデル的な確認作業が行われ、その経過を設置希望区にフィードバックしながら設置準備が進められてきた。

また、平成30年5月から、都区間で児童養護施設等の入所や一時保護等に 関する広域調整に係る検討が行われた。

○ 令和元年8月に児童福祉法施行令が改正され、世田谷区及び江戸川区が令和 2年4月に、荒川区が同年7月に児童相談所設置市となった。

平成28年児童福祉法改正前の主な取組等

平成20年 6月 「都区のあり方検討委員会幹事会」で、児童相談所設置などに関する事務について、区へ移管する方向で検討する事務として整理

平成24年 2月 都区のあり方検討委員会とは別に、都区の実務者で構成する「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」を設置し、検討を開始

平成25年11月 「特別区児童相談所移管モデル」を作成

平成26年10月 「特別区児童相談所移管モデル」を基本に、各区で具体化に向けた検討を行い、整理・とりまとめ

平成27年 7月 区長による児童相談所・児童養護施設の視察を実施

平成27年12月 特別区長会意見書「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門 委員会報告案(たたき台)について」を提出

平成28年児童福祉法改正後の主な取組等

平成28年 5月 特別区長会会長コメント「児童福祉法等の一部を改正する法律の 成立について」を発表 平成28年 7月 児童相談所の移管準備を進めるため、区の関係部課長等で構成する「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」を設置

平成28年11月 児童相談所開設に向けたロードマップの作成

平成29年 4月 各区が都の児童相談所への派遣研修を開始

平成29年 6月 世田谷区・荒川区・江戸川区と都との間で、「児童相談所設置計画 案のモデル的確認作業」を開始

平成30年 4月 各区が近隣県市等の児童相談所への派遣研修を開始

平成30年 5月 児童養護施設等の入所施設や里親、一時保護所の広域的な調整に 関する事項を協議するため、「特別区児童相談所の設置に向けた 広域調整に係る検討会」を設置し、都と検討を開始

平成31年 2月 児童相談所移管に係る課題の対応策について、整理・とりまとめ

令和元年 8月 特別区長会会長コメント「世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定について」を発表

令和 2 年 4月 世田谷区及び江戸川区が児童相談所を開設 「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」を「特別区児童相談所 設置等に関する連絡会」に改組

令和 2 年 7月 荒川区が児童相談所を開設

* 上記の取組に加え、専門職採用の拡大や法定研修を含む関連研修の拡充等の取組 を行っている。

港区児童相談所の設置について

1 設置の目的

港区は、子どもの命と権利を守り、児童の健やかな成長を支えていくことを 目指し、児童虐待、非行のほか、児童に関わる様々な問題に対し、未然防止から調査、援助、保護、施設等への措置、家庭復帰まで、基礎自治体として、迅速に切れ目なく一貫して対応し、地域と一体となった丁寧な相談支援体制を整備するため、令和3年4月に港区児童相談所を開設します。

2 基本方針

児童相談においては区民に身近な基礎自治体として地域と連携協力し、児童を権利の主体として、年齢及び発達の程度に応じてその意見を尊重し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。

実現の方策

- ●地域に根差した支援を行う子ども家庭支援センターと専門性の高い 支援を行う児童相談所が切れ目なく連携し、地域の支援機能も十分 に活用しながら、子どもと家庭へのきめ細かい支援を行います。
- ●児童相談所の専門性を生かし、子どもと親を支援するプログラムを 実施するなど、地域の児童、保護者、里親の生活に寄り添った支援を 実施します。
- ●児童の権利擁護を充実させるため、児童の意見を丁寧に聴取するなど、相談に適切に対応する体制を構築します。

3 施設の概要

児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設として、 (仮称) 港区子ども家庭総合支援センターを整備します。

開設 令和3年4月1日

設置場所

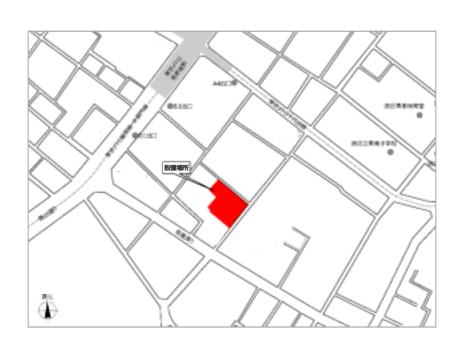
• 港区児童相談所	港区南青山五丁目7番11号
・港区立子ども家庭支援センター	
・港区立母子生活支援施設メゾン・	港区南青山五丁目7番12号
ド・あじさい	

建物概要

地上4階(延べ床面積 5,427.23㎡) 各階配置

階	主な諸室	
4	母子生活支援施設	
3	児童相談所 (相談室、心理療法室)	
2	児童相談所 (事務室、会議室)	
	児童相談所 (一時保護所)	
	子ども家庭支援センター	
1	(子育てひろば、相談室、多目的室)	
	児童相談所 (一時保護所・体育館)	

周辺図



4 人員体制

企画調整係(事務)、児童福祉係、児童心理係、保護係(一時保護所)の4係に、 児童福祉司、児童心理司、保健師など総勢85人程度の配置を予定しています。国 の基準を上回る配置を目指すとともに、職員の専門性を強化していく人材育成に 力を入れていきます。

【問合せ先】港区子ども家庭支援部児童相談所設置準備担当課長 保志 幸子 電話 03-3578-2171